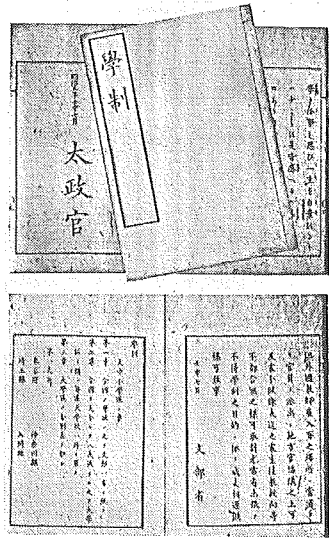


教育



秋季体育大会

- (1) 山田龍雄「佐賀米流通機構の成立過程」農業総合研究所・一九五九年
- (2) 明治四十三年「中川副村沿革誌」
- (3) 明治四十三年「西川副村沿革誌」
- (4) 明治四十三年「大詫間村政一斑」
- (5) 明治四十三年「南川副村沿革誌」
- (6) 「佐賀県産業調査会答申書」昭和十年
- (7)



明治5年の「学制」太政官布告
（「学制80年史」所載）

学制制度は、明治五年八月太政官布告第二二四号によって学区制度となり、学区取り締まりを一中学校区十十三名を置き、一人で小学校区二十〜三十区を受け持ち就学事務、学校設立、維持等の業務を担当していた。明治十一年に制定された教育令によって学区制が廃止になり、町村単位に小学校が設置され、公選による学務委員がおかれた。その後知事の選任制となり、経費節減等のため各戸長が担当することになった。

明治十九年小学校令の制定、同二十三年改正により市町村長の補助機関として、学務委員制度が市町村単位に発足し、就学事務、学校の維持管理の職務をするようになった。その人達も小学校教員を加えることと、

一 教育行政の変遷

(一) 行政機構

1 教育委員会

5	4	3	2	1
山本了	久留間清次	江口喜代次	大坪 顕吉	石丸喜代次
昭和四十二年十月一日	昭和四十二年九月三十日	昭和三十九年九月三十日	昭和三十四年一月二十二日	昭和三十年四月三十日
現				

大詫間	中川副	西川副	南川副	旧村名
仁位 卯七	石丸喜代次	下村 義逸	池田 新一	氏 名
昭和二十七年十一月一日	昭和二十七年十一月一日	昭和二十七年十一月一日	昭和二十七年十一月一日	在 任 期 間
昭和二十七年三月三十一日	昭和二十七年三月三十一日	昭和二十七年三月三十一日	昭和二十七年三月三十一日	

歴代教育委員長

〈合併前〉

〈合併後〉

6	5	4	3	2	1	代
千住善次	鳥谷平	野本一	池田嘉六	田中初太郎	村岡五郎	氏 名
昭和五十一年十月一日	昭和四十五年八月二十九日	昭和四十一年六月二十一日	昭和三十一年四月三十一日	昭和二十九年三月三十一日	昭和二十八年三月三十一日	在 任 期 間
現						

歴代教育長



法改正後の教育長・野本一

うになった。予算の執行については、町村長が収入、支出命令等を執行するようになり、教職員の任免、配置転

（旧4カ村の教育長は助役兼任であったので、共同設置の教育長より掲載。）



山本教育委員長

設置された。

一般的には地方の素封家が選ばれて、第二次大戦が終わるまで存続し、学校管理、教育事務処理に市町村長を補佐した。
終戦後、学校教育法の制定と同時に、学制改革があり、教育行政が公正に地方の民意にそって行われるように、昭和二十三年七月教育委員会法が公布され、前述の学務委員制度に終止符が打たれた。昭和二十三年十一月一日に都道府県に、市は同二十五年十二月一日、町村は同二十七年十一月一日に教育委員会が

当町では、旧四カ村に公選による四人の委員と、議会選出委員一人を加え五人で編成された。この制度は、地方教育の一般行政からの独立を本旨として、教育全般にわたる行政を司るもので委員全員の合議制となっており、学校及び他の教育機関の設置、廃止、管理、または教科書の採択、職員の任免、教育予算の編成など学校、社会教育全般の教育事務を取り扱うことになった。当時旧四カ村では専任の教育長は委員外で、昭和二十八年四月一日川副七カ町村の共同設置の教育長を任命するまでは、それぞれの助役が教育長を兼任した。
教育委員会制度が発足してから佐賀郡内の委員長、教育長（助役）の会合で専任教育長の選考に審議を重ねた結果、郡内を北部、中部、南部の三地区に分割して専任の教育長共同設置等が検討された。南部七カ町村では、旧中川副村に共同設置事務局を設置し、教育長の共同設置等が各七カ町村議会で議決され、昭和二十八年四月一日より共同設置の教育長の就任をみたのである。しかし七カ町村共同の教育長であるため、特に学校人事の教育長としての性格が濃く、一般的な教育行政までは、職務の遂行が無理であったことは歪めない事実で、各町村は

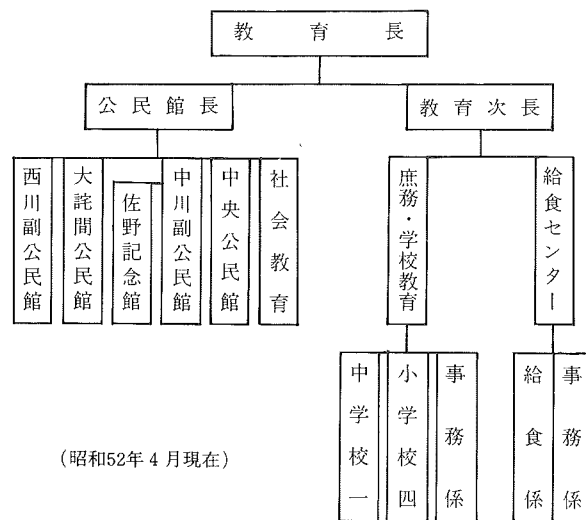
次長制をとり、公民館長等を兼任させ、行政の欠陥を補充補完した。

昭和三十一年十月一日「地方教育行政の組織運営に関する法律」の施行により、公選制の委員は議会の承認をうけ、任命制となり、委員外の任命であった教育長は、県教育委員会の承認をうけ、委員の中から選任されるようになった。

換等も県教育委員会が市町村教委の具申、内申を待つて発令される制度となった。

2 教育委員会の事務局

教育委員会の事務局は、教育長、次長のほか、中央公民館に館長を置いている。事務局には庶務、学校教育係、社会教育係を設けており、庶務・学校教育係は、教育委員会の会議や学校教育全般に関すること、また社会教育係は、社会教育及び社会体育、社会教育団体等の育成に関する事務を取り扱っている。学校管理については、「学校管理規則」を制定し、学校管理を行っている。



(昭和52年4月現在)

社会教育は、主として社会教育団体の指導と社会教育行政、文化行政と、小中学生を対象にスポーツクラブの組織化を図り、心身ともに健全なる青少年の育成に努めている。学校教育、社会教育を車の両輪として、教育委員会、社会教育委員会、公民館運営審議会等の諸会合によって、明るい町づくり資するよう、教育長を中心に各役職員の熱意と英知により、教育の展開を図っている。

二 学校教育

(一) 教育の変遷

1 藩政時代の教育

藩政時代における教育機関として八代藩主鍋島治茂の創設にかかる弘道館(天明元年一七八一年)を中心とし、佐賀郡下には郷学校として川久保に元禄年間(十七世紀)神代直實により設立された神代直實学館があり、寺子屋を卒業した士族の子弟に漢籍、剣道、柔術等を授け、久保田には天明八年(一七八八)に領主村田大和政致の設立になる思斉館(明治十年、思斉小学校)ができ領内士族の子弟に漢学、算術、弓道、剣道等を教授した。さらに安政年間(十九世紀)には藩主直正公により、藩校弘道館の支校として金立村大野原に大野原学館が設立され、四書五経を主とし、剣道、槍術等を教授した。

このようにこれからの学校は、あくまでも士族の子弟を対象にした文武奨励のための教育機関であった。

また、一般町人百姓の子弟の教育については、各地の寺子屋私塾等につき、わずかに『百姓往来』など、読書や算術の初歩を修むるにすぎなかった。しかし、この就学率にしても男子で八〇%程度、女子にあっては八%内外であった。